



事業系ごみに関する取組

事業活動に伴って発生するごみ(事業系ごみ)は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。そこで、資源循環局は事業者に対して、事業系ごみを適正に処理するよう助言指導を行うとともに、減量化・資源化の自主的な取り組みを働きかけています。

事業系ごみのうち、次の20種類に該当するものを「産業廃棄物」と呼び、それ以外のごみについては「一般廃棄物」に分類されます。

<産業廃棄物に該当する事業系ごみ>

「燃え殻」「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「廃プラスチック類」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物残さ」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「鉱さい」「がれき類」「動物のふん尿」「動物の死体」「ばいじん」「動物系固形不要物」及び「廃棄物を処分するために処理したもの」
※一部の品目については、特定の業種・事業活動から排出されるものに限ります。



【産業廃棄物の例】

1 事業系ごみの適正処理に関する取組

排出事業者への指導

産業廃棄物を大量に排出する事業所や事業用大規模建築物を中心に立入調査を行い、廃棄物の排出状況や保管状況の確認や適正処理のための指導、3Rの推進に向けた啓発を行います。

【事業用大規模建築物とは】

(1)大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗 (2)店舗面積が500m²以上、1,000m²以下の小売店 (3)延床面積が3,000m²以上の事業所以上のいずれかに該当する事業所です。

事業系ごみの分別の徹底

資源化可能な古紙や、プラスチック類等の産業廃棄物は焼却工場に搬入できません。

事業系の燃やすごみの中で、分別されずに焼却工場に搬入されるものとして、資源化可能な古紙ではメモ用紙や付せん紙、プラスチック類ではラップ類やビニール類などが多くあります。

これらが焼却工場に搬入されないために、事業者に対して分別排出の徹底など、啓発や指導を行っています。

【事業系ごみのルール違反に罰則を導入】

「横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」により、分別区分・排出方法に従って廃棄物を出すことを義務付けるとともに、繰り返し指導等を行ってもルールを守らない市民・事業者に改善を促す手続きが定められ、最終的には罰則(過料2,000円以下)が科されます。

分別されずに搬入される例 ※これらは焼却工場に搬入できません。

資源化可能な古紙

シュレッダーした紙、はがき、封筒、付せん紙、名刺、たばこの箱、お菓子の箱など



プラスチック類

ラップ類やトレー、ビニール袋、たばこ等の外装フィルム、弁当・カップめんの容器、など



※「事業系ごみの分け方出し方」は横浜市のホームページでご案内しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/ongen/pamphlet/jigywake.html>

【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-3818 FAX:663-0125

廃棄物処理業者・処理施設への指導

他人の廃棄物を収集運搬する場合や処分する場合、廃棄物の種類に応じた処理業(収集運搬業、処分業)の許可が必要です。また、焼却施設や破碎施設といった廃棄物の中間処理施設や最終処分場の新設等をする場合、廃棄物処理施設設置等の許可が必要です。その設置許可等の手続前に、横浜市では当該事業が周辺環境に配慮された計画となるように事前協議を行っています。

許可を受けた者に対して、報告徴収や立入検査を通して、適正な廃棄物処理を行うよう指導しています。

【産業廃棄物処理業者の優良認定制度】

産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を廃棄物処理法に基づき審査し、認定する制度です。横浜市で許可を受けている優良認定業者一覧を、横浜市資源循環局ウェブサイト内に掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/shori/03yuuryo.html>



【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-2511 FAX:663-0125

焼却工場での搬入物検査

横浜市の焼却工場では、搬入されるごみのチェックを常に実施し、古紙等の資源物、一定の大きさを超えるせん定枝や幹、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導や資源化ルートへの誘導等を行い適正処理を推進しています。

また、効率的な検査を徹底して行えるよう、各工場に検査装置を導入しています。この装置は、ベルトコンベアで搬入物をピットに投入することができ、その間に搬入禁止物が混入されていないかチェックをしています。



搬入禁止物の例



せん定枝

- 長さ50cm~300cmのものは、破碎機のある工場へ。
- 長さ300cm以上のものは、搬入できません。



幹など

- 直径20cm以上のものは、搬入できません。



ペットボトル

- 産業廃棄物なので搬入できません。

【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-4090 FAX:663-0125

焼却工場で創出した電力を横浜市内で活用

焼却工場で創出した電力は、CO₂を発生させないクリーンな電力であることから市庁舎などの公共施設に供給するほか、電気事業者と連携し、横浜八景島、みなとみらい地区のコスモワールド、AIRCABINなどの観光名所を含め、市内13事業者へ供給しています。



ごみ焼却工場

CO₂排出
ゼロの電気



市内事業者

不適正処理の監視、指導

事業系廃棄物対策課に、県警OB職員を中心とする専従機動班を設置し、事業系ごみの不適正処理事案に対して迅速に対応しています。収集事務所とも連携しながら、違法事案に対しては厳正な措置を講じていくなど事業系ごみの適正処理に向けた監視・指導を行っています。

【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-4090 FAX:663-0125

PCB廃棄物の適正処理

PCB廃棄物については、法に基づき所定の期間内に処分を完了しなければなりません。下表のとおり、高濃度のPCBが含まれている廃棄物（高濃度PCB廃棄物）の処分期間は終了しています。市内にある全てのPCB廃棄物が処分期間内に確実に処理されるために、広報活動、立入指導等を実施しています。

PCB廃棄物の処分先と処分期間

廃棄物種類		処分先	処分期間
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー等	JESCO 東京	2022年3月31日まで(終了)
	安定器等	JESCO北海道	2023年3月31日まで(終了)
低濃度PCB廃棄物		無害化処理認定施設等	2027年3月31日まで

【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-2513 FAX:663-0125

有害使用済機器

使用を終了した電気電子機器等は有価な資源として取引されることが多く、今まで廃棄物としての規制による適正管理を求めることが困難でした。しかし一方で、不適正な取り扱いによる火災等の生活環境保全上の支障が発生していることから適正な管理が求められています。

このため2018年4月1日から廃棄物処理法の改正により、32品目の使用済み電子機器が有害使用済機器として指定され、それらを扱う事業者に届出、保管・処分に関する基準の遵守等が義務付けられることとなりました。

【対象品目】

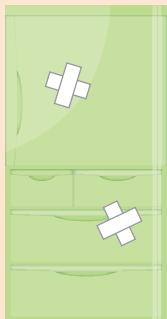
家電リサイクル法対象 4品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機



小型家電リサイクル法対象 28品目

デジタルカメラ、ハードディスク、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気アイロン、掃除機、電気こたつ、電気ストーブ、パソコン、プリンター、ゲーム機など



【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-4090 FAX:663-0125

2 事業系ごみの減量・リサイクルに関する取組

減量・リサイクルの啓発、働きかけ

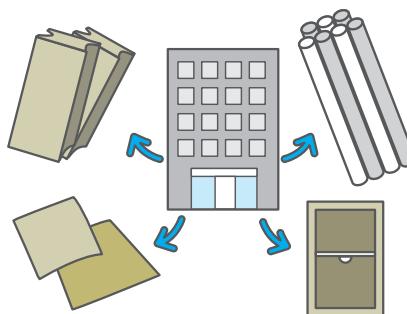
様々な機会をとらえてヨコハマ3R夢プランの趣旨や必要性を事業者へ説明し、減量・リサイクルの実践を働きかけています。

「食べきり協力店」や「横浜市食の3R きら星活動賞」などを通じ、食品ロス削減の取組を進めます。また、プラスチック資源循環法に基づき、プラスチックの削減やリサイクルについて働きかけを行っています。

建設リサイクル

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(通称：「建設リサイクル法」)に基づく届出書の審査や現場パトロールによる分別解体等の指導を行っています。

また、建設リサイクル法の対象外となっている床面積80m²未満の建築物の解体工事についても、「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、建設リサイクル法に準じて届出書の審査や現場パトロールを行っています。



【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-3446 FAX:663-0125

自動車リサイクル

2005年1月1日から、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(通称:「自動車リサイクル法」)が施行されています。自動車リサイクル法は、自動車メーカーなどの関連事業者や自動車の所有者にそれぞれ役割を定め、廃棄物の削減と資源の有効利用を目的とした法律です。

使用済自動車の引取りや解体等の行為は、登録または許可を受けなければ、行うことができません。

許可を受けた事業者等に対して立入検査を実施し、資源化及び適正処理について指導を行っています。

また、この法律では国内で使用される自動車のほぼすべてが対象となり、自動車の所有者にはリサイクル料金の支払い義務が生じます。



なお、支払い方法等詳細については、公益財団法人 自動車リサイクル促進センターへお問い合わせください。
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 電話:050-3786-7755 ウェブサイト:<http://www.jarc.or.jp/>

【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-2511 FAX:663-0125